

平成19年10月10日

『報告書「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂について（案）』に関する意見募集

- 本年8月から、総務省が開催している「独立行政法人会計基準研究会」と、財務省の「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会」とで連携し、両者の共同ワーキング・チームにおいて、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂について具体的な検討を行ってきました。
- 今般、共同ワーキング・チームにおいて、『報告書「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂について（案）』（概要は、別添「独立行政法人会計基準改訂案の概要、新旧の対照は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準同注解」改訂案の新旧対照表を参照）をとりまとめましたので、本案を公表するとともに、別紙のとおり、意見募集を行うこととしました。
- 今後、寄せられた意見を参考にした上、共同ワーキング・チームから、上記「独立行政法人会計基準研究会」及び「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会」にそれぞれ報告し最終的に決定する予定です。

本件連絡先

総務省行政管理局独立行政法人総括担当

副管理官 方（かた）

TEL 03-5253-5111（内2219）

03-5253-5312（直通）

FAX 03-5253-5309

意見募集要領

1 意見募集対象

報告書「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂について（案）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口（総務省行政管理局独立行政法人総括担当）において閲覧に供することとします。

3 意見提出方法等について

意見は、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出して下さい。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス doppou@soumu.go.jp

○ FAXの場合

FAX番号 03-5253-5309

総務省行政管理局独立行政法人総括担当

○ 郵送の場合

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省行政管理局独立行政法人総括担当

4 意見募集期限

平成19年11月12日（月）

FAX、電子メールの場合17時まで、郵便の場合は同日必着とさせていただきます。

5 留意事項

- ・ 意見は日本語により、電子メール、FAX、郵送にて次の宛先をお願いします。なお、電話による意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出する際には、意見の内容を詳しくお聞きする場合も考えられますので、住所、氏名（団体としての御意見の場合は、団体名・役職等）、電話番号、（お持ちであれば）F

A X番号、電子メールアドレスを、差し支えない範囲で記入して下さい。

- ・ 頂いた意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。）及び提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は職種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入して下さい。また、御意見は、独立行政法人会計基準の見直し作業の参考にさせていただきますが、個別の回答はいたしませんので、その旨御了承願います。